年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

家族の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて妻が行っており、申立期間の保険料を2回に分けて納付したはずである。 したがって、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料は申立期間を除き納付済みとなっているほか、 申立人夫婦と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の母は、 国民年金制度発足当初からの高齢任意加入者であり、申立期間を含め昭和 36 年4月から46年3月までの保険料は完納されている。

また、家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適切に行っていることを踏まえると、年金制度に対する理解も深く、納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間直前の昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間直後の42年4月から44年3月までの期間の保険料が追納されているのに対し、申立期間が申請免除のままとされていることは不自然である。

さらに、申立人に係るA市作成の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳によれば、当初、国民年金保険料の申請免除であった前述の申立期間直前直後の期間及び昭和45年4月から47年3月までの期間の計6年分の保険料が2年分ずつ追納されていたことが確認できるが、追納日が当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳とでは異なっている上、昭和44年度の保険料の納付日については、いずれの被保険者名簿等においても、

時効後に過年度納付している記録となっているなど、行政側に事務処理誤り があったことがうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳によれば、昭和 47 年度から 57 年度までの国民年金保険料の大部分を前納しているなど、申立人は、申立期間の保険料を追納する資力を有していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

家族の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて私が行っており、申立期間の保険料を2回に分けて納付したはずである。 したがって、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料は申立期間を除き納付済みとなっているほか、 申立人夫婦と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の 母は、国民年金制度発足当初からの高齢任意加入者であり、申立期間を含め 昭和36年4月から46年3月までの保険料は完納されている。

また、家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適切に行っていることを踏まえると、年金制度に対する理解も深く、納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間直前の昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間直後の42年4月から44年3月までの期間の保険料が追納されているのに対し、申立期間が申請免除のままとされていることは不自然である。

さらに、申立人の夫に係るA市作成の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳によれば、当初、国民年金保険料の申請免除であった前述の申立期間直前直後の期間及び昭和 45 年4月から 47 年3月までの期間の計6年分の保険料が2年分ずつ追納されていたことが確認できるが、追納日が当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳とでは異なっている上、昭和44年度の保険料の納付日については、いずれの被保険者名簿等において

も、時効後に過年度納付している記録となっているなど、行政側に事務処理 誤りがあったことがうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳によれば、昭和 47 年度から 57 年度までの国民年金保険料の大部分を前納しているなど、申立人は、申立期間の保険料を追納する資力を有していたものと確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月及び同年3月

私は、申立期間当時、大学生であり、申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所(当時)から、学生納付特例は認められない旨の説明を受けたため、納付したはずである。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間の国民年金保険料について、平成12年4月に申立期間当時の住所地(A市)を管轄する社会保険事務所において平成12年度の学生納付特例の申請手続を行った際に、手持ち金3万円の中から約2万円納付したと主張していた。

しかし、その後の聴取において、当時の手持ち金は、多いときで5万円ぐらい、少ないときは1万円以下で、平均して3万円と思うとする一方、当該申請手続を行った際には、手持ち金が少なかったので、1回で納付したか2回に分けて納付したか分からないとするほか、学生納付特例の申請手続を行った半年後に、アルバイトで収入を得てから納付したかもしれないとしているなど、申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額等についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額については、現在の住所地 (B市)を管轄する社会保険事務所で説明を聞いて初めて分かったとしており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、20 歳到達時点に払出しを受けた国民年金手帳記号番号 により学生納付特例の申請手続を行っているなど、申立人に対し別の国民年 金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。 加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

私の 20 歳からの国民年金保険料は、親が集金人に納付しており、昭和 42 年 11 月から 43 年 1 月までの期間及び同年 3 月から 44 年 11 月までの期間は厚生年金保険に加入したが、親には 43 年 6 月ごろに、「会社に入ったので国民年金は止めた。」と言われた。このため、申立期間については国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びA町(現在は、B市)作成の国民年金被保険者 名簿によると、申立人の国民年金保険料は、昭和41年12月から43年3月ま での期間において納付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金と厚生年金保険との重複加入期間である昭和 42 年 11 月から 43 年 1 月までの期間及び同年 3 月の国民年金保険料については、オンライン記録により、社会保険事務所(当時)において還付決議されていることが確認できる上、前述の被保険者台帳及び被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月日は 43 年 3 月 1 日と記載されているなど、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料納付が行われたことをうかがわせるような形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に他界しており、申立人から聴取しても、申立期間当時、保険料の集金人がいつまで来ていたか、何か月間重複して保険料を納付したかについては分からないとしていることから、具体的な申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月11日から同年3月25日まで 私は申立期間に期間工員としてA社B工場(現在は、C社B事業所)に勤 務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務し、給与から 厚生年金保険料を控除されていたので私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにC社から提出された季節臨時員新入原簿及び季節臨時員解雇原簿により、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社では、「季節臨時員の厚生年金保険については、季節臨時員と会社が話合いの上、厚生年金保険に加入するか否かを決めていた。」と回答している。

また、申立期間にA社B工場で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚は、「会社から説明があり、厚生年金保険の加入については個人の判断だった。」と供述している。

さらに、A社B工場が申立期間当時、加入していたD厚生年金基金の加入記録をE連合会に確認したところ、同連合会では、申立人の加入記録は管理されていないと回答している。

加えて、A社B工場が加入していたF健康保険組合に照会したところ、申立人の加入記録は保存期限経過のため、確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。